

## 第7章



### 計画の推進体制



## 第7章 計画の推進体制

### 1 推進体制の確立

本計画に定められた130の子育て支援事業は、福祉・保健・医療・教育・商工労働・まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

計画の着実な実行を促し、その目標を達成するため、子ども家庭部子ども家庭課を中心に庁内の横断的組織を設置して、推進体制の確立を図るものとします。

### 2 計画の進行管理

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、庁内推進体制の整備のほか、事業ごとの進行状況を定期的に「流山市福祉施策審議会」に報告し、第三者機関としてのチェックを受けるものとします。

また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

### 3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、少なくとも年に1回「広報紙」「ホームページ」で市民にわかりやすく公表します。

### 4 国・県への要望

子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、市民のニーズ・評価を把握できる立場の市として、以下の施策の拡充を積極的に国、県に要望します。

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた保育需要の増大に対する支援
- (2) 子ども医療費助成・各種手当支給に対する経済的支援
- (3) 保護が必要な子どもに対する支援
- (4) 安心して子育てができるまちづくりに対する支援
- (5) 救急医療体制の充実など、生命・身体に関わる施策に対する支援